

仕 様 書

1. 件名

ごみ分別等に係る外国人等向け啓発冊子制作業務委託

2. 業務の目的

主に外国人や大学生を対象として、岡山市におけるごみの分別及び排出方法等に関する基本的な知識やルールを理解してもらうために、平易な文章やマンガ及びイラスト等を用いた、誰にでもわかりやすい冊子を制作するもの。

3. 業務概要

ごみの分別方法等に関する外国人等向けの啓発冊子の企画、作成、翻訳、印刷・製本等を行う。啓発冊子は、日本語版及び外国語版（英語、中国語、ベトナム語）の計4種類。

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日

5. 納品物及び数量

【啓発冊子】 各3,000部（合計12,000部）

- ・日本語版 3,000部
- ・英語版 3,000部
- ・中国語版（簡体字） 3,000部
- ・ベトナム語版 3,000部

【電子データ一式（CD-ROM または DVD-ROM）】 2部

- ・WEB用の低解像度PDF
- ・印刷用の高解像度PDF
- ・レイアウトデータ（Adobe Illustrator ※再編集可能なデータ及び印刷会社等で印刷可能なデータ）
- ・中間生成物データ（png、jpeg ※イラスト等（マンガのキャラクター等は不要）
※日本語版、英語版、中国語版（簡体字）、ベトナム語版のすべての完成原稿のデータ一式を記録したCD-ROM または DVD-ROM
※中間生成物データは主要なイラスト等を対象とする

6. 納品場所

北消防署倉庫（岡山市北区鹿田町二丁目4-1）

7. 納入期限

令和8年9月30日（水）

8. 業務内容

主に外国人及び大学生等を対象とした、ごみの分別及び排出方法等に係る啓発冊子に関して、企画、作成、翻訳、印刷・製本等の作業を（1）～（6）の作業手順で実施する。なお、啓発冊子の仕様については「9. 仕様」のとおりとする。

（1）企画・作成（日本語版）

以下の方針をベースとして、別途市から提供する構成案を参考にしながら、見やすさやわかりやすさに配慮した色及びデザイン等（フォント、レイアウトを含む）を用いた構成とすること。なお、記載内容等を決定するにあたり、必要に応じて市と協議を行う等により、その後の作業で手戻りや遅延等が発生しないようにすること。

- ・岡山市におけるごみの分別及び排出方法等に関する基本的な知識やルールを掲載する
- ・説明文は極力シンプルで簡潔な表現とする
- ・マンガやイラスト等を使用して、理解しやすい内容とする
- ・1ページ（6～8コマ程度）で完結するマンガを4つ程度掲載する
- ・家庭ごみ問い合わせ先などの情報を掲載する（「ごみ減量・リサイクルガイド【保存版】」参照）

（2）校正（日本語版）

校正は10回以内とする（簡易色校正を含む）。

（3）印刷・製本及び納品（日本語版）

印刷・製本のうえ、市の指定する納品場所へ納品すること。

（4）翻訳（英語、中国語（簡体字）、ベトナム語）

日本語版をもとに、英語、中国語（簡体字）、ベトナム語への翻訳を行う。なお、翻訳作業においては、専門人材を確保する、ネイティブチェックを行うなどの方法により、翻訳の質を十分に確保すること。翻訳作業の方法等を市から尋ねられた場合は、回答すること。

（5）校正（英語、中国語（簡体字）、ベトナム語）

校正は1つの言語において3回程度とし、合計9回以内とする（簡易色校正を含む）。なお、翻訳の適否の確認作業等のため、市の求めに応じて、日本語版の電子データ等を提供すること。

（6）印刷・製本及び納品（英語、中国語（簡体字）、ベトナム語）

印刷・製本のうえ、市の指定する納品場所へ納品すること。

(7) その他付随作業

市との協議及び業務の進捗管理等、(1)～(6)に付随する作業を行うこと。

<留意点>

- ・はじめに日本語で原稿を作成した後、翻訳を行う。
- ・制作に必要なマンガ、イラスト等は、著作権に抵触しないよう新規に作成すること。なお、本市からイラスト素材等の提供は原則行わないが、必要に応じて別途協議とする。

9. 仕様

日本語版及び外国版（英語、中国語（簡体字）、ベトナム語）

- ①印刷 光沢紙にカラー印刷
- ②用紙 コート紙73kg（四六版）
※グリーン購入法に適合していること
また、成果物にはリサイクル適正表示を行うこと
- ③サイズ A4縦（仕上がり）
- ④製本 見開きのパンフレット20ページ以内（表紙、裏表紙を含む）
中綴じ

10. 完了報告

業務完了後、完了通知書を速やかに提出し、市の検査を受けること。

11. 委託料の支払い

支払いは完了後一括払いとし、請求書を受理した日から30日以内とする。

12. 担当

環境局環境部環境事業課資源循環推進室 奥川

電話（086）803-1321

13. その他

(1) 著作権について

本契約に基づいて作成された印刷物の改作利用権・二次的著作物利用権を含むすべての著作権は市に移転すること。

(2) 再委託・再委任について

本業務の本体業務の再委託・再委任は認めない。

なお、マンガ及びイラスト作成等の一部業務を第三者（子会社を含む）に再委託・再委任する場合は、市へ申し出のうえ、承認を得ること。

(3) その他

仕様書及び契約書に定めのない事項については、市と協議して定めること。
市と打合せのうえ、工程表（委託作業表）を提出すること。